

山口市国民健康保険特定健康診査・特定保健指導実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号。以下「法」という。）及び山口市国民健康保険条例（平成17年山口市条例第134号）の規定に基づき、山口市国民健康保険が行う特定健康診査及び特定保健指導（以下これらを「本事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 本事業の実施については、法第19条に基づく特定健康診査等の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）により行うものとする。

(実施機関)

第3条 特定健康診査は、市長が委託契約を締結した実施機関（医療機関又は業として特定健康診査を行う者をいう。以下同じ。）が実施する。

2 特定保健指導は、山口市又は市長が委託契約を締結した保健指導機関が実施する。

(対象者)

第4条 特定健康診査の対象者は、当該年度中に40歳以上となる山口市国民健康保険の被保険者（実施期間に新たに被保険者となったものにあつては、実施期間終了の2ヶ月前までに新たに被保険者となったものに限る。）とする。ただし、特定健康診査の除外対象として厚生労働省告示で定める者及び当該年度中に既に山口市国民健康保険人間ドック実施規則（平成17年山口市規則第109号）による人間ドックを受診した者は除く。（同時実施は妨げない。）

2 特定保健指導の対象者は、山口市国民健康保険の被保険者のうち、特定健康診査の結果により健康の保持に努める必要がある者として厚生労働省令で定める者とする。

(手続き)

第5条 特定健康診査の対象者に対しては、特定健康診査受診券を交付するものとし、特定健康診査を受診しようとする対象者は、実施機関において国民健康保険法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、特定健康診査受診券を提出しなければならない。

2 特定保健指導の対象者に対しては、特定保健指導利用券を交付するものとし、特定保健指導を利用しようとする対象者は、実施機関において国民健康保険法の規定による電子資格確認、資格確認書の提示その他の方法により被保険者であることの確認を受けるとともに、特定保健指導利用券を提出しなければならない。

(実施期間)

第6条 特定健康診査の実施期間は、別に定める期間とする。

2 特定保健指導の実施期間は、前項の実施期間内に実施した特定健康診査の結果に基づく

指導を行う対象者に限り、当該指導の終了する日（実績評価を行う完了のみならず、脱落や資格喪失による途中終了も含む。）までとする。なお、特定保健指導の受付期間は、別に定める期間とする。

（実施回数）

第7条 特定健康診査の実施は、当該年度において1回を限度とする。

（費用）

第8条 本事業に要する費用は、市長が別に定める額とする。

（費用の一部負担）

第9条 特定健康診査に係る一部負担金は徴収しない。

2 特定保健指導に係る一部負担金は徴収しない。ただし、教材費等の実費負担が生じたときはこの限りでない。

（費用の請求、支払）

第10条 市長は、被保険者が特定健康診査を受診したときは、第8条に規定する特定健康診査に要する費用から前条第1項の一部負担金の額を減じた額（以下「請求額」という。）を支払うものとする。

2 市長は、第1項の規定による支払について、その内容を点検し、適当と認めたときは、実施機関に代行機関を通じて請求額を支払うものとする。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。